

(平成24年11月21日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認富山地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

- |                               |     |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 2 件 |
| 厚生年金関係                        | 2 件 |

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和52年12月26日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
年 生 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年12月26日から53年1月1日まで

私は、昭和47年4月にA社に入社し、51年1月にグループ会社のC社（現在は、B社）D工場へ出向した。52年12月に出向が解かれてA社に元同僚と一緒に戻ったのに、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間についても継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社からの回答及び元同僚の証言により、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（C社D工場からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の異動日を確認できる資料等はないものの、A社の当時の事務担当者は、「当時は26日付けの異動が多かったので、申立人についても、昭和52年12月26日付けの異動であったと思われる。」と回答していることから、申立期間については、同社における資格取得日に係る記録を訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和53年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明として

いるが、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日が、雇用保険の資格取得日と同日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難いことから、事業主が昭和53年1月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る52年12月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和61年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年3月30日から同年4月1日まで

私は、昭和60年4月にA社に入社し、1週間の研修を経て同社の関連会社であるB社に配属され、平成2年1月末に同社を退職した。

年金の記録では、申立期間が空白となっているが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社からの回答により、申立人は、申立てに係る関連会社に継続して勤務し（昭和61年4月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和61年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の被保険者資格の喪失日を誤って届け出たことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和61年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。